3　登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録実務講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録実務講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録実務講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一　登録実務講習の受講申込書及び添付書類

二　終了した登録実務講習の教材

三　終了した登録実務講習修了試験の問題及び答案用紙

（登録実務講習事務の実施結果の報告）

第九条の十五　登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務を実施したときは、遅滞なく、登録実務講習に関する次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　実施年月日

二　実施場所

三　受講申込者数

四　受講者数

五　修了者数

2　前項の報告書には、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日、修了証の交付年月日及び修了証番号を記載した修了者一覧表、登録実務講習に用いた教材並びに登録実務講習修了試験の問題、解答及び合格基準を記載した書面を添えなければならない。

（報告の徴収）

第九条の十六　国土交通大臣は、登録実務講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録実務講習実施機関に対し、登録実務講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第九条の十七　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第九条第一号イの登録をしたとき。

二　第九条の七の規定による届出があったとき。

三　第九条の九の規定による届出があったとき。

四　第九条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録実務講習事務の停止を命じたとき。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条　法第三十三条第二項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一　電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ・ロ　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

（新設）

（新設）

（新設）

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条　法第三十三条第二項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四十一条第一項第一号において同じ。）を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ・ロ　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法